

## 人権擁護委員制度をご存知ですか

毎年6月1日は「人権擁護委員の日」です。

人権擁護委員は、いつでも地域住民からの相談に応じています。

相談は無料で、難しい手続きもありません。もちろん相談内容についての秘密は固く守られます。

人権相談所は、気軽に相談できる場所として、法務局で常時開設されているほか、市町村役場や公共施設などを利用して、特設人権相談所を開設しています。

○幌延町の人権擁護委員 稲垣 紘 順 さん ・ 三好 和 夫 さん

## 全国一斉「人権擁護委員の日」特別相談所開設のお知らせ

稚内人権擁護委員協議会では、下記の日程で「特設相談所」を開設します。

家庭内トラブル（夫婦・離婚・扶養・相続）、学校での「いじめ・体罰」、近隣との争い、ネットトラブル、架空請求、育児の悩み、借地・借家、不動産売買、金銭貸借等多岐の相談に応じます。

相談内容についての秘密は堅く守られます。難しい手続きもありませんし、相談は無料です、どうぞお気軽にお越しください。

記

### 《全国一斉「人権擁護委員の日」特設相談所の開設日程等》

日 時 平成27年6月1日（月） 午前10時から午後3時まで  
場 所 幌延町生涯学習センター 研修室

■ 問い合わせ先 旭川地方法務局稚内支局 稚内市末広5丁目6番1号 電話 0162-33-1122

## 幌延町まちづくり町民参加条例に基づく、 町民参加手続きの実施状況 及び実施予定について

町では重要な政策や計画等に、町民皆さんの意見を反映させるため、事前にその案を公表し、意見を募る「パブリックコメント手続き」を行っております。

平成26年度に実施されたパブリックコメント手続きは、次のとおりです。

案 件 名	意見募集期間	結 果	担当部署
第6期幌延町介護保険事業計画・ 高齢者保健福祉計画（案）	H27.2.5～H27.2.19	・意見4件 ※広報誌4月号掲載	町民課保健福祉 グループ
幌延町子ども・子育てプラン （案）	H27.2.5～H27.2.19	・意見5件 ※広報誌4月号掲載	町民課保健福祉 グループ
幌延町まちづくり町民参加条例 （改正案）	H27.2.2～H27.2.22	意見提出なし	総務課総務グループ

平成27年度に予定しているパブリックコメント手続きは、次のとおりです。

案 件 名	意見募集時期（予定）	担当部署
幌延町まち・ひと・しごと創生総合戦略	平成27年10月	総務課企画振興グループ
幌延町備蓄品整備計画（案）	平成27年12月	総務課総務グループ
幌延町地域防災計画の変更（案）	平成27年12月	総務課総務グループ